

東広島健康福祉まつりフリーマーケット実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、フリーマーケットを開催することにより、家庭にある遊休品を有効利用するとともに、多くの市民に社会福祉施設やボランティア活動を知っていただき、福祉に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(出店資格)

第2条 出店資格は次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 市内に居住又は勤務・在学している者であること
- (2) 20歳以上の者であること
- (3) 本要綱の趣旨を理解し誠実な出店及び販売を行うこと
- (4) 業としての販売を行わないこと(仕入を行い、販売する行為など)
- (5) 本要綱に定める事項を遵守すること
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者ではないこと

2 前項に定める条件に満たないもの及び条件に反する者については、出店を取り消すことができる。

(出店料)

第3条 出店料は、無料とする。

(出店区画)

第4条 出店区画は東広島健康福祉まつり実行委員長(以下、「実行委員長」という。)が別に定めるものとする。

(出店方法)

第5条 出店は、前条に定める区画内に車両を駐車させる方法による。

(出店者の募集)

第6条 出店者の募集は、ホームページ等にて行う。

(申込)

第7条 出店しようとする者は、フリーマーケット出店申込書(別記様式第1号)により、実行委員会に申し込まなければならない。

(出店者の決定)

第8条 出店希望者は先着順により決定する。

2 実行委員長は出店者を受け付けた場合、出店の注意事項について通知するものとする。

(出店のキャンセル)

第9条 出店者が既に決定した出店を辞退しようとするときは、前条第2項に定める通知に記載された期日までに実行委員会へ申し出なければならない。

(販売品目)

第10条 販売できるものは家庭にある遊休品とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、遊休品であっても、陳列及び販売することはできない。

- (1) 酒・タバコ類
- (2) 調理を伴う食品
- (3) 動物・植物類(昆虫や種子を含む)
- (4) 医薬品類
- (5) アダルト関連商品
- (6) 著作権侵害品
- (7) 危険品(石油、ガス類、爆発物、モデルガン、刀剣類等)
- (8) 金券
- (9) 盗品
- (10) その他実行委員長が不適切だと判断するもの

(その他)

第11条 会場内における事故や販売等に関するトラブル、盗難及び不用品の苦情等については当事者間の責任とし、実行委員会は一切の責任を負わない。

2 出店者は、購入後の製品に関する問い合わせや苦情について誠実に対応するものとする。

3 この要綱に定めない事項及び疑義が生じた場合は出店者と実行委員会の協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

東広島健康福祉まつりフリーマーケット出店申込書

平成 年 月 日

東広島健康福祉まつり実行委員長 様

フリーマーケットに出店したいので、東広島健康福祉まつりフリーマーケット実施要綱第7条により申し込みます。

なお、東広島健康福祉まつりフリーマーケット実施要綱が定める注意事項を確認しましたので、これを遵守することを誓約します。

氏 名	
住 所 (勤務先)	
電 話 番 号	
主な販売物	

※ この申込書に記載の個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。